

大分市上下水道事業公告第 44 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和6年2月13日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。  
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 公共下水道大在处理区 城原6164-1号線雨水施設工事  
(2) 工 事 場 所 大分市 大字城原  
(3) 工 期 **工事の始期から214日間 ※余裕期間を設定**

**(ただし、工事着手期限日である令和6年5月7日までに工事を開始すること。)**

**本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に労働者・建設資機材の確保（現場への搬入を除く。）等の準備を行うことのできる余裕期間を設定する。**

発注者が示した工事着手期限日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

**※【別紙4】及び【土木工事特記仕様書<第35条（余裕期間の適用について）>】参照**

- (4) 工 事 概 要 管路施設工
- |              |            |
|--------------|------------|
| 内径700mm 管布設工 | L = 7.3m   |
| 内径500mm 管布設工 | L = 105.0m |
| 内径400mm 管布設工 | L = 4.1m   |
| 内径300mm 管布設工 | L = 78.7m  |
| マンホール設置工     | N = 10箇所   |
| 集水樹設置工       | N = 7箇所    |
| 付帯工          | 1式         |
- (5) 予 定 価 格 ¥39,811,200. - (消費税及び地方消費税を含む。)  
¥36,192,000. - (消費税及び地方消費税を除く。)

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告日において、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）により、**土木一式工事**について、入札参加資格の認定を受けている者であること。  
また、公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても有効な経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による審査をいう。）の結果の通知を受けていること。
- ③ 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係

る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

- ④ 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 開札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ⑦ 建設業法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業の許可又は同項第 2 号に規定する特定建設業の許可を有している者であること。
- ⑧ 大分市内に建設業法に基づく**主たる営業所（本店）**があること。
- ⑨ **令和 5 年度**において**土木一式工事が B 等級**に格付けされている者で、かつ**土木一式工事を指名希望順位の第 1 位又は第 2 位**としている者であること。
- ⑩ 建設業法第 26 条に規定される土木工事における技術者を当該工事に配置できること。  
なお、契約締結日から工事の始期の前日までの余裕期間は、当該技術者の配置を要しない。

### 3 入札参加制限等

#### (1) 手持工事による入札参加制限

**本工事は、手持工事による入札参加制限の適用を除外するものとする。**

### 4 入札手続等

#### (1) 担当課

郵便番号 870-0045

大分市城崎町 1 丁目 5 番 20 号

大分市上下水道局上下水道部総務課 契約監理室 電話 097-538-2413

#### (2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

##### ① 交付期間

令和 6 年 2 月 13 日（火）から令和 6 年 2 月 27 日（火）まで、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

##### ② 交付場所

4 の(1)に同じ。

##### ③ 交付方法

交付については、直接交付によるほかインターネット（大分県共同利用型入札情報サービスシステム [https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI\\_MENU](https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)）も行う。

#### (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧方法

##### ① 閲覧期間

4 の(2)の①に同じ。

##### ② 閲覧方法

本工事は設計図書等を電子閲覧に供する。（電子入札システムより設計図書等を閲覧及び取得

するものとする。)

ただし、電子入札システムより取得できない場合は、契約担当者が入札参加を希望する者の準備した未使用のCD-Rに電子データ（設計図書等を電子化したものをいう。）を記録し配布するものとする。

### 【別紙1】参照

#### (4) 設計図書等の質疑応答

① 設計図書等に質問がある場合には、次により書面で持参により行うこと。

- ・提出期間 令和6年2月14日（水）から令和6年2月20日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・提出場所 4の(1)に同じ。

② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・閲覧期間 質問があった日の翌日から起算して2日（休日を除く。）後までに開始し、入札書受付締切日までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・閲覧方法 電子入札システムにより閲覧に供する。  
ただし、電子入札システムにより閲覧できない場合は、4の(1)の場所において閲覧に供する。

#### (5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

① 提出期間 令和6年2月13日（火）から令和6年2月22日（木）午後5時まで

② 提出方法 原則、電子入札システムによるものとする。なお、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは、次のとおりとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word 文書 (.docx) Word97-2003 文書 (.doc)
2	Microsoft Excel	Excel ブック (.xlsx) Excel97-2003 ブック (.xls)
3	その他のアプリケーション	PDF(.pdf) テキストファイル(.txt)

( ) は拡張子を示す。

③ 申請書等は、別紙様式第1号（その1）、様式第2号（その1）により作成すること。

(6) 現場説明会 実施しない。

(7) 入札保証金 免除とする。

#### (8) 入札及び積算内訳書の提出

① 入札書及び積算内訳書の提出期間

令和6年2月26日（月）午前9時から令和6年2月27日（火）午後5時まで

#### ② 積算内訳書の作成

入札書の提出時に併せて、積算内訳書の提出をすること。（入札金額と積算内訳書の工事価格計の総合計（消費税及び地方消費税を除く。）は一致していること。）

積算内訳書の書式は自由であるが、作成例を参考に、設計図書にある本工事費内訳書の各項目に対応する数量、単位、単価及び金額を明記すること。（ファイル形式は(5)の②の提出方法によるものとする。）

## 【別紙2】参照

### ③ 入札方法

原則、電子入札システムによるものとする。

### ④ 入札執行回数 原則として初度のみの1回とする。

### ⑤ その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の事前公表を行う。

ウ この入札は、最低制限価格制度を適用する。

## 【別紙3】参照

## 5 開札

- (1) 開札予定日時 令和6年2月28日（水） 午前9時40分  
開札場所 大分市城崎町1丁目5番20号  
大分市上下水道局5階 51会議室
- (2) 開札の立会い 大分市電子入札立会要領によるものとする。

## 6 競争参加資格の事後審査及び落札決定

- (1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
- (2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。  
なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

## 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、6の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。  
なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、4の(1)の担当課とする。

## 8 契約保証金

- (1) 契約者は、大分市契約事務規則第 6 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。
  - ① 契約保証金の納付
  - ② 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
  - ③ 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。
  - ① 契約者が保険会社との間に大分市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

## 9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 予定価格を上回る入札
- ⑦ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑧ 郵送による入札
- ⑨ 電子入札にあつては、上下水道事業管理者が指定する認証方法を用いない者のした入札
- ⑩ 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- ⑪ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑫ 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札
- ⑬ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑭ 入札参加制限に該当する者のした入札
- ⑮ 提出期限までに積算内訳書（入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。）を提出しなかった者のした入札
- ⑯ 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札
- ⑰ 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

## 10 支払い条件

前 払 金	有
中間前払金	有
部 分 払	なし

## 11 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札

用) (平成 18 年 11 月 28 日施行)、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、大分市契約事務規則並びに建設工事請負契約書の定めるところによる。

- (2) 本工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款第 61 条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

填補限度額は	対人賠償
	・ 被害者 1 名当たりの填補限度額 1 億円以上
	・ 1 事故全体の填補限度額 2 億円以上
	対物賠償
	・ 1 事故全体の填補限度額 3 千万円以上
	免責金額 (自己負担額) 1 0 万円以内

被保険者名 請負者及び全下請負人とする。

- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウまでのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき

イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき

ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

- (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(4) のアからウまでのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (6) 本工事に係る下請負契約については、大分市内に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。

- (7) 本工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を大分市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。

- (8) この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。

- (9) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (10) その他不明な点は、大分市上下水道局上下水道部総務課 契約監理室まで照会のこと。

電話 0 9 7 - 5 3 8 - 2 4 1 3

## 【別紙1】 設計図書等の電子閲覧について

電子閲覧とは、本市上下水道局が発注する建設工事又は建設コンサルタント業務等の競争入札に係る設計図書等の閲覧を、電子入札システムにおいて閲覧又は取得することです。

対象案件は、設計金額が130万円を超える建設工事及び50万円を超える建設コンサルタント業務等で、要件設定型一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名競争入札執行通知書に電子閲覧に供する旨を記載したものが対象となります。

電子閲覧の実施方法は、電子入札システムの「設計図書等閲覧」の場所に添付ファイルとして掲示をしています。閲覧される際には、入札参加者本人が電子入札システムより設計図書等(電子データ)を直接ダウンロードしてください。(設計図書等のダウンロードの方法については、別添の「電子入札システムでの添付ファイル確認方法」をご覧ください。)

システム上の障害等により電子入札システムより取得できない場合は、未使用のCD-Rを契約監理室に持参し設計図書等(電子データ)を取得してください。

※ 詳細は、「大分市上下水道局建設工事等の競争入札に係る設計図書等の閲覧に関する要領」を参照してください。

## 【別紙2】 積算内訳書の提出について

建設工事及び建設コンサルタント業務等の全ての競争入札において、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者は、積算内訳書の提出が必要です。

### 1 積算内訳書の提出が必要な建設工事等

積算内訳書の提出が必要な建設工事等は、設計金額が130万円を超える建設工事及び設計金額が50万円を超える建設コンサルタント業務等のうち、要件設定型一般競争入札及び指名競争入札に付するものとし、当該入札に参加しようとする全ての者から積算内訳書の提出を求めます。

### 2 提出期限

積算内訳書は、入札書の提出期限までに、入札書と併せて提出するものとします。ただし、契約担当者が特に認めたときは、この限りではありません。

### 3 積算内訳書の内容の説明要求

提出された積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合は、積算内訳書の提出者から説明を求めることがあります。

### 4 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、**無効**となります。

- (1) 積算内訳書（入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。）を提出しなかった者のした入札
- (2) 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が入札価格と一致していない者のした入札
- (3) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

※ 詳細は、「[大分市上下水道局建設工事等の入札に係る積算内訳書提出に関する要領](#)」を参照してください。

## 【別紙3】 最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で 最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度です。

本市上下水道局では、平成18年度より建設工事や建設コンサルタント業務等において、品質の確保やダンピング受注による下請のしわ寄せなどを防止する観点から、最低制限価格制度を実施し、その算定は独自の方式を採用していましたが、平成29年度より建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札における最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル等に準拠した算定方法に見直しを行い、以下のように取扱います。

### 1 対象案件

設計金額が130万円を超える建設工事及び50万円を超える建設コンサルタント業務等

### 2 算定方法

#### （1）建設工事

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定します。

①制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

（注1）「直接工事費の97%の額」、「共通仮設費の90%の額」、「現場管理費の90%の額」、「一般管理費等の68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする）。

（注2）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

（注3）制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值（7.5/10）を下回る場合は7.5/10とし、上限値（9.2/10）を上回る場合は9.2/10とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

（注4）算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## (2) 建設コンサルタント業務等

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定します。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目ア} + \text{項目イ} + \text{項目ウ} + \text{項目エ}) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表アからエまでに掲げるそれぞれの額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）の合算額に、100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする）とする。

② 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限值} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限值}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(別表) 業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	ア	イ	ウ	エ	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の48%の額	—	6/10 から 8.2/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額	6/10 から 8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額	6/10 から 8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の48%の額	2/3 から 8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額	6/10 から 8/10

※ 詳細は、「大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱」を参照してください。

## 【別紙4】 余裕期間制度について

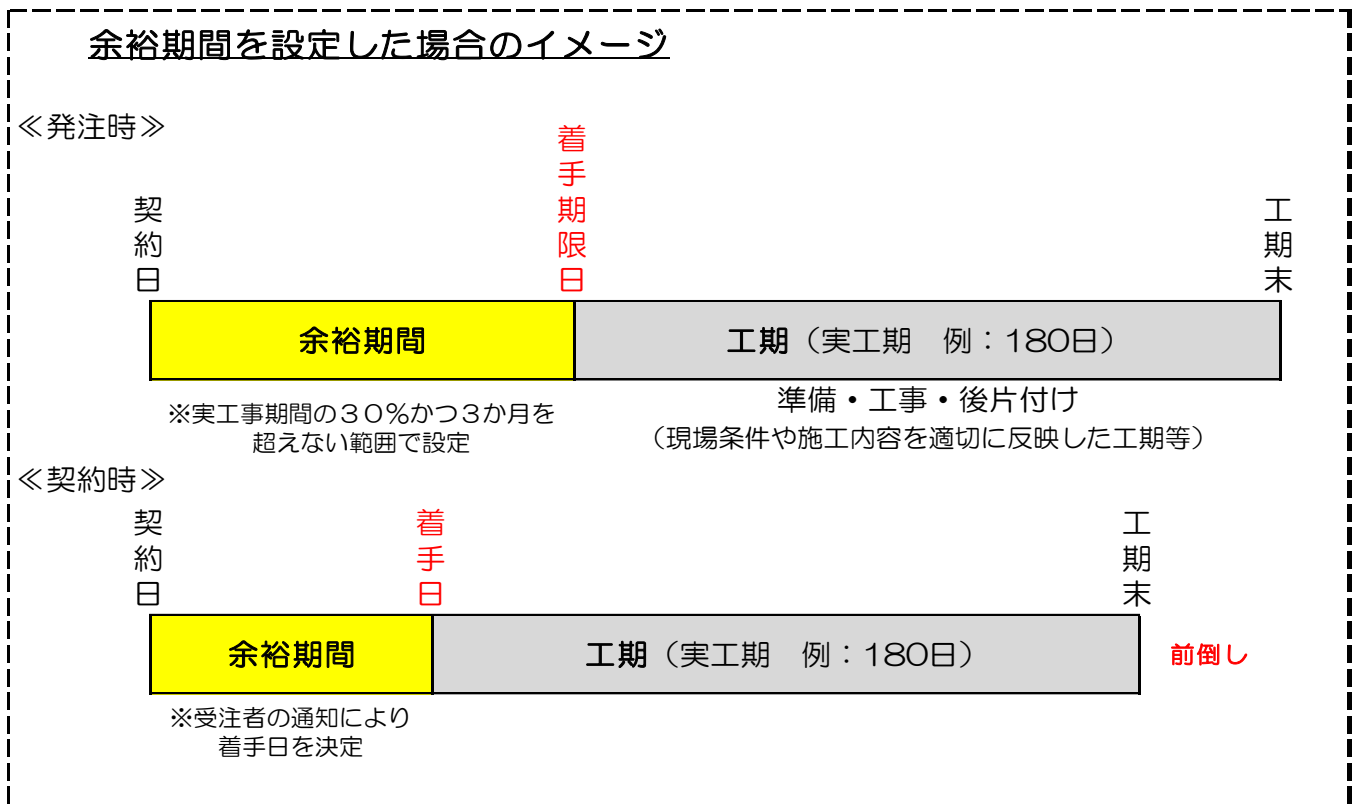
工事着手前に労働者の確保や建設資機材等の調達ができる期間(余裕期間)を設定することにより、受注者側の観点から施工時期の平準化を図ることで、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため余裕期間制度を試行します。

### (1)対象工事

設計金額130万円を超える建設工事で、発注者が必要と認めた工事

### (2)余裕期間制度の方式

発注者が示した工事着手期限日までの間で、受注者が工事の始期を選択する「任意着手方式」を適用します。



### (3)余裕期間

工事の実工期(工事日数)を算出し、その期間の30%かつ3か月を超えない範囲で設定します。

### (4)余裕期間内の技術者等の配置

余裕期間内における主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置は不要です。

### (5)余裕期間内の現場管理

余裕期間中の現場管理は、発注者の責任で行うこととし、受注者は現場事務所等の設置、測量、詳細設計、工場製作、資機材の工事現場への搬入等の工事準備及び工事を行うことができません。

(6) 工期

受注者が決定した工事の始期から、発注者が指定する実工期(工事日数)が経過した日までを工期とします。

(7) 契約保証金

落札の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類に添えて提出する必要があります。  
履行保証保険契約等については、契約書類提出時に保証期間が開始されている必要があります。

(8) 請負業者賠償責任保険

工事の始期から保険期間が開始されている必要があります。

(9) 前金払

契約日から30日以内に請求できます。